

会 議 名 (審議会等名)		令和6年度第3回 川西市子ども・若者未来会議	
事 務 局 (担 当 課)		こども政策課	
開 催 日 時		日時 令和6年9月13日(金) 14時～16時	
開 催 場 所		ハイブリット会議 市役所7階大会議室(Zoom併用)	
出 席 者	委 員	(会長) 農野会長 (委員) 玉木委員、久保田委員、森友委員、濱添委員、藏原委員、谷部委員、水家委員、藤井委員、 岡委員、丸野委員、喜田委員、小野委員	
	事務局	こども未来部長 岡本 敬子 こども未来部副部長 増田 善則 こども未来部こども政策課長 柳本 一志 こども未来部こども政策課 中村 陵 こども未来部こども政策課 窪田 裕一 こども未来部こども政策課 坂本 拓麻 こども未来部副部長兼こども若者相談センター所長 木山 道夫 こども未来部若者支援・教育相談担当所長 今井 ひでみ こども未来部こども支援課長 鈴木 学 教育推進部長 中西 哲 教育推進部 副部長(教育保育・インクルーシブ推進担当) 西山 晋司 入園所相談課長 橋川 貴夫 入園所相談課留守家庭児童育成クラブ担当課長 川本 圭亮 教育保育課 課長補佐 小林 文恵	
傍聴の可否		可	傍聴者数 8人
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会 議 次 第		1. 開会 2. 議事 (1) 報告事項 ①第5回(仮称) こども参加条例検討部会等の報告について ②子ども・若者未来計画の令和5年度の実績評価について (2) 協議事項 ③第2期川西市子ども・若者未来計画(事務局案)等について 3. その他 4. 閉会	

審 議 経 過（要 旨）

1. 開会

（事務局）事務局の挨拶、通信の確認、資料の確認

2. 議事

（会長）

皆様におかれましては、円滑な会議の進行にご協力をよろしくお願いいたします。

（報告事項）

① 第5回（仮称）こども参加条例検討部会等の報告について

（会長）

それでは、報告事項から始めたいと思います。第5回（仮称）こども参加条例検討部会等の報告について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

（事務局）

それでは、こども参加条例の検討状況についてご報告いたします。資料1-1から1-3までをご覧ください。資料1-1でございますが、こちらが前回のこども・若者検討部会の開催報告になります。参加者アンケートのまとめになりまして、会議の内容の詳細につきましては、資料1-3のほうがわかりやすいかと思います。

前回のこども・若者による条例検討部会ですが、8月11日に開催しました。この部会につきましては、大人による条例検討部会と、こども・若者による条例部会の合同開催ということで、こども・若者部会の各グループのメンバーの一員として参加しました。「市役所をもっと身近に」というテーマで意見交換を行いました。アンケート結果の詳細につきましては、資料1-1及び1-3をご確認いただくということで、お願いいたします。こども・若者会議終了後に、第4回の大人による条例検討を行いました。9月2日に第5回の条例検討部会を開催しました。その中で、こども・若者条例について検討をいたしました。条例の検討状況につきましては、資料1-2をご覧ください。こちらが、（仮称）こども・若者参加条例条文案についてということで、前回の未来会議でご報告いたしました条例の構成案に基づきまして、具体的な条文案を作成したものになります。こちらの資料ですが、上のタイトルですが、第5回の条例検討部会で提案した資料ということになります。現在も、事務局で最終の調整を行っているということになります。また、この資料の最初の前文のところにつきましては、前回の会議のところではご報告しておりませんでしたので、今回が初めてご報告する場になりますが、前文というものについて、一旦事務局で作成したものになります。

それでは、事務局案としてこの案を明日、第4回のこども・若者による条例検討部会を開催予定しておりますので、こちらのほうの部会に提案しましてご検討いただきたいと思います。作成内容を簡単にご説明します。

今回、特にこども・若者の思いを文章化するという形で前文をつくるという考え方がございました。その考えに従いまして、書き出しは「私たちこども・若者は」という表現でスタートしております。内容ですが、まず初めに、権利条約やこども基本法の趣旨などについて記載しています。また、その次には、こども・若者検討部会での意見を反映しまして、意見表明についての「～してほしい」の記載はあくまで事務局でのイメージで書いております。箇条書きの部分につきましては、明日のこども・若者検討部会でこども・若者の皆さ

んに直接意見を出して頂きます。最後の段落の部分で、市のメッセージであったり、宣言のような内容を記載するような構成としております。

前文の内容や条例本文の内容につきましても、現在のこども・若者部会の委員の皆様の意見を伺い、修正を加えていくことがあるのですが、大きな枠組みや条文案の構成、内容につきましては、おおむね現在のこの案で確定しているという見込みでございます。

今後の策定のスケジュールにつきましては、明日の第4回のこども・若者による会議の後、10月に入りまして、10月8日に第6回の条例検討部会があります。そこで最終的な調整を行いまして、10月15日に開催を予定しております。第4回の子ども・若者未来会議で、部会から未来会議へ結果報告、検討結果の報告をしていく予定でございます。従いまして、内容等大きな枠組につきまして、委員の皆様からご意見をいただきまして、それを条例検討部会に提案しまして、内容等を変えていくという意見がございましたら、今日の会議でご意見いただくのが最後の機会かと思っておりますので、そういう意味でも条例の大きな枠組み、内容について何かご意見等がございましたら、本日いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございます。ただ今ご説明いただきました。まず、こども、あるいは若者の方々のご意見を丁寧に拾っていただきましてありがとうございます。この参加条例の条文案については、部会で検討していただくという形で委任させていただいておりますので、そちらのほうで今後もまた進めていただけたと思います。最終、10月15日のこの会議でご報告いただけるという形ですので、おそらく今の条文案に関して、何かご意見をいただくとしたら今回の会議においてという形になろうかと思っております。委員の先生方から、この参加条例の条文案についてご意見がございましたら頂戴したいと思っておりますが、いかがでしょうか。お願いします。

(委員)

前文の下から3段落目のところで、「私たちこども・若者は、心と体の状態や」というところで、小さいこどもや未就学のこどもなどを考えると、発達と発育の段階によってもうまく言えないと思うのですが、この文章で含まれるのかというのが1点です。

(会長)

はい。これに関するご意見をいただきました。すいません、ちょっと聞き取れなかったのですが、こどもさんの発達、発育についてということでしょうか。

(委員)

はい。発達、発育の段階によっても自分の意見を言えないというこどもさんもいらっしゃると思います。そのような方も、この文言の中でフォローされてる範囲に入っているのかということをお聞きしたいと思います。

(会長)

そういうご意見なのですが、意見という言葉をどのように捉えるのというお話を、以前、この会議の中でお話ししたことがあると思うのですが、例えば3歳のこどもであっても自分の思いや感情や考えを首を振ったり、表情や態度で表現することができます。そういう年齢で表出できるものを大人が拾い上げて理解をし、尊重するという趣旨が権利条約の第12条の中にあると思っておりますのでそういった辺りも少し膨らませて、ただ

単に意見というのはバーバルな理論的なことだけではなくて、こどもの表情であるとか態度であるとか、そういうこどもの思いを表出するものを全てという辺りを書き込んでいただきたいという形でいかがですか。

(委員)

はい。そのようにお願いします。

(会長)

よろしいでしょうか。他の委員の先生方、何かご意見ございませんか。お願いします。

(委員)

先ほどの話のつながりになるのですが、箇条書きのところはこどもたちの意見をまとめたものだと思います。とても大事な言葉で、素敵だと思ったのですが、具体的に言ったこと、言った意見というのは、言うことができるこどものものです。例えば、障がいがあって発語ができない、言葉を獲得していないこどももいます。伝えたいことも言いたいことは分かるのですが、行動を限定してしまったことになっているので、そうではなく「伝えたこと」など、もう少しよい言葉を探したいと思います。皆さんの意見をお聞きしたいと思います。お願いします。

(会長)

ありがとうございます。委員の先生方、いかがでしょうか。

(委員)

今の言葉を簡単にするかどうか分からないのですが、例えば資料の1-1の最後のページに、「こども・若者による意見表明条例検討会について」とあります。その1番最後で「夏休みに部活がなくなる」という意見を彼らの何人かが言っています。次のページのところに全て載せるのではなく、やはりそういう意見を吸い上げようとしている、あるいはそのこどもたちの意見を聞いて全部拾い上げていただいているわけですが、やはりその辺のところを条文にどう載せるのかという思いがあります。勇気を絞って意見を言ったというようなこともここに書いてあり、それを全て拾うわけではないけれど、その意見を尊重しながら条文でどう拾い上げていけるかはとても難しいです。何回か意見を言う場を設けて、こどもや若者が言っていたことについて丁寧に拾っていきこうという姿勢を見せたらよいと思います。

ですから、検討部会として、みんなの意見を聞こうとしたということが分かったらよいと思います。例えば、対象者としてはこども・若者がいますが、実際には年齢がこの対象でいきますと、8月11日には32名の参加者がいて、小学生から18歳以上の人たちが参加しましたが、そこで一括の意見ということもあるのですが、その年代によってちょっと意見が違ったり、思いが違ったりします。例えば、小学生がもっと遊ぶところが欲しいと言ったら、憩いの場や、あるいはその人の活動したいという思いに添ってあげるなどです。あるいは18歳以上でしたら、例えばゲームセンターというような活動の場所もかなり違うと思いますので、その辺のところに少し工夫があったらよいと思いました。丁寧にこども、あるいは若者の意見を取りまとめてピックアップして、それぞれの思いを汲み上げるようなものになったらよいと思います。

(会長)

ありがとうございます。そうですね。こどもが意見を述べる機会を皆さんがこぞってつくっていくという

ことが、この条例案の中の市の責務から保護者、団体にずっとあるわけですが、ぜひ待ち受けだけではなく、どんどんいろいろな形で意見を聞ける機会を置いていただくということも考えていただけたらと思います。

私から、第7条で「育ち学ぶ施設の役割」とあるのですが、「施設」と書いてあることについてどのように捉えるとよいのだろうかと思います。本当であれば、こどもが学び、育まれる場で社会が関わっているところ、そういうところが意見表明等の機会を尊重していただきたいと思います。「育ち学ぶ施設」の中に、当然その学校、園等が入っているのですよね。「施設」という単語がちょっと何か狭く感じます。その辺も部会の中でお話いただければと思います。よろしくお願いします。

他に何かございますでしょうか。

(委員)

内容的なことではなく、前文の中でこどもたちの言葉で書かれていて、分かりやすくなっていると感じました。定義のところを読んでいて、前回の資料では、「1・こども」というように表記してあると思います。そして「若者」とあり、「こども・若者」というように、ここからはその説明というように書かれていたと思います。今回は、「こども」で、ちょっと間隔が開いて説明があります。読んでいたのですが途中でどこがどこで触れているのか分からなくなりました。そこはもう少し分かりやすくなればよいと思いました。

(会長)

ありがとうございます。お願いします。

(委員)

1点質問です。6条以降に「市の責務」があり、7条に「学ぶ施設の役割」ということで、以下役割と書いてあるのですが、「こどもの役割」という項目がありません。4条、5条に興味や参加があるのですが、条文自体が機会を保障するもので、「こどもの役割」として踏み込んだ記載はしないほうがよいのですか。それとも、参加する機会はあるので、そこで意見を表明することを期待するといった感じなのですか。あってもよいのか、そこまで言うと言い過ぎなのかというところはちょっと思いました。

(会長)

ありがとうございます。他によろしいでしょうか。そうしましたら、ぜひ部会のほうでいろいろと議論していただいて詰めていただきますようによろしくお願いいたします。

②子ども・若者未来計画の令和5年度の実績評価について

(会長)

もう1点、報告事項として、子ども・若者未来計画の令和5年度の実績評価についてございますが、そちらのほうに移らせていただきます。それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは資料2、「川西市子ども・若者未来計画」の令和5年度実績について報告いたします。

はじめに、「子ども・若者未来計画」は、「第2期川西市子ども・子育て計画」と「川西市子ども・若者育成支援計画」を令和4年度の計画中間見直しのタイミングで2つの計画を統合した一体的な計画となっており、今回が「子ども・若者未来計画」としての初めての実績評価となります。本計画では、第4章5章において、個別具体的な施策や取組を記載しております。それら取組を計画の進捗状況として定期的に把握するため、資料2-3になりますが、評価指標を14個の設定し、年度評価を行っております。

それではまず、計画4章の「子ども・子育て施策」と5章の「若者育成支援施策」についてです。資料2-1の3ページをご覧ください。「事業実績評価の概要」についてです。

令和5年度評価では、「良好」「概ね良好」の合計割合が約93%と高い状況にあります。課題有・課題多の割合は令和4年度と比較すると約1.3%ほど微減しております。下部の「2. 課題有・多とされた事業」にあげている事業が一覧となっており、その要因としては事業によって様々ですが、令和4年度「良好」「概ね良好」であった事業が「課題有・多」に変わったものについて、2つ代表してご説明します。上から5つ目、02-②-②-2 市立留守家庭児童育成クラブで夏期休業中のみの留守家庭児童育成クラブの開所数の増加など令和4年に続き拡充している事業があるものの、年度当初の待機児童が昨年より微増していることから課題有との評価となっております。次に上から10個目、04-②-①-2 子どもの人権オンブズパーソン事業です。本施策については、2年に1回のアンケート調査で制度の認知度を測っており、令和3年度の82%と比較して今回が71%と認知度が下がっていることから課題有との評価となっております。要因ですが、調査対象である中学2年生と小学5年生の区分のうち、小学5年生で大きく下がっており、約3年前から感染症の影響で小学生向けの制度周知・啓蒙活動の機会が少なくなっていることが原因と考えております。

反対に令和4年度「課題有・多」だった事業が、令和5年度「良好」「概ね良好」へと変わった事業もいくつかありますが、時間の都合上、説明を省略させていただきます。個別施策については、次ページ以降に記載をしております。現在策定中の第2期子ども・若者未来計画の個別施策については第4章として、前回会議で案をお示したところでございます。4章5章に関しては以上となります。

次に6章「量の見込みと提供体制の確保」についてです。資料2-2の26ページをご覧ください。こちらは教育保育や留守家庭児童育成クラブ、一時預かり、地域子育て支援拠点等の見込み値と実績を示した章となっております。27ページの教育保育の保育所機能利用希望については、国基準の待機児童は0を継続しているものの、令和5年度より国基準外の待機児童が大幅に増えたことが見てとれますが、令和6年4月に小規模保育事業所を3施設開園したことなどから、令和5年度に比べ3号認定の国基準外の待機児童は一定の減少がみられ、令和7年度4月に新たに新設のこども園・保育所を1施設ずつ開園する予定であることからさらに減少するものと考えています。次ページ以降は時間の都合上、説明を省略させていただきます。6章については以上となります。

次に8章「計画の推進体制」についてです。資料2-3の32ページをご覧ください。

「評価指標」については、全体的に上昇もしくは横ばいとなっております。

現在策定中の第2期子ども・若者未来計画については、指標の見直しをおこなっており

資料3にてお示ししているところでございます。

説明は以上です。

(会長)

ありがとうございます。ただ今、令和5年度の実績についてご説明いただきました。委員の先生方、特に何かございますでしょうか。お願いします。

(委員)

感想です。3 ページに「課題あり」とされた事業についてまとめていただいています。全てではないのですが、大体3 つに分けられると思います。1 つは、上のほうが量のほうですが、今対策されているのではないかと思います。就労支援や若者就労体験というところに課題があるというようになっています。やはりこどもと言っても、年齢が上のほうになるとあまり対策というのが、どこの自治体でもそうなのですが、何となく薄くなっています。やはりこどもと言うと、もうちょっと小さいところにいくのですが、こども基本法ができて「こども」の定義が非常に広まってきたときに、やはり広い年齢に対する対策というのが重要になるのではないかと思います。

もう1 点、もう1 つの問題として、特に下のほうと、もう1 つ上でもあったと思うのですが、人材が段々いなくなってきたということで、高齢化して人がいないという項目がいくつも出てきています。これも本当にどの市もそうなのですが、これまで頑張ってくれた人材がだんだん高齢化して、そういうところに参加できなくなっています。次の人たちも、本当に参加できるような状況なのかというと、果たして大丈夫なのだろうかと思っています。かなり高齢になっていくときに、本当に地域を支えていく人材というのが維持できるのかどうかというのは実際に問題になってるかと思います。その辺りをどうしていくかということは考えていただいたほうがよいと思います。

(会長)

ありがとうございます。年齢が上がると対策が薄くなるというお話、あるいは地域を支える大事なパートナーとしてのこどもや若者というあたりのご指摘をいただけたかと思います。今後、若者、こどもたちの意見を聞きながら、政策が豊かになり、地域が活性化されるとよいと思いますので、現在計画を立てようとしているところに何かそういうものが盛り込まれたらよいと思います。他に何かご意見ございますか。

(委員)

私はお仕事関係でこども園、保育園、幼稚園のことが気になります。先ほどご報告がありましたとおり、数字、量としては、少し園が増えたということもあり、見込み等も出ておりますが、やはり地域でそれぞれどう考えて、幼児から小学生、中学生に対してコーディネーターの配置しようということを計画されています。その辺のところは施設も含めてあるのですが、考え方としてはそこを大切にしていけたらよいと思います。地域というか、川西市全体見ながらその辺のところをぜひ進めていってほしいと思います。結局は質です。量は箱物なり、あるいはその地域で拠点をつくったとして、内容であったり、保育の質、あるいはこどもを大切にする、幼児から小学生までの上がるところなど、そんなところを丁寧にしていただけるようなことをできたらよいと思っております。意見というか感想になります。

(会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか、お願いします。

(委員)

先ほどの話にもつながるところだと思うのですが、私のこどもが今年長さんで次に1 年生になります。保育園から小学校へ見学にいかせてもらいました。長女が3 年生なのですが、そのときにはなかったような取り組みとかも最近はされているという印象があります。そういうこともしていただけると、保育園や幼稚園から小学校に移ったときに「きたことがあるな」とか、「保健室を見にいった」など、少し馴染みやすいと思

います。それはとてもよいと思いながらこどもから話を聞いていました。

学童のところも、私のこどもが3年生で次に学童に入れるかドキドキしている今日この頃です。できれば定員を増やしていただければと思います。ただ、今後の人口の減少の見込み等もあるので、なかなか難しいとは思いますが、安全にいられる場所みたいなものをつくってもらえると嬉しいです。公園に遊びにいかせるのも、小3でも1人では心配です。私はふだん仕事をしてるので、日中家にいない時間に遊びにいかせることに不安があります。アステに行くけれど、勝手にお店のもの触らないか心配なので野放しにもできないと思いながら、日頃、こどもと相談しながらやっています。安全に過ごせるような場所があるとすごくありがたいと思っています。

また、保育の量について、資料の27ページのところですが、待機児童（全体）のところ、国の待機児童数は0になっていると思いますが、保育所機能利用希望の3号のところは、0歳児の入所保留児童数、令和6年度8人になっています。1歳、2歳のところがその10倍の82人という状態だと思うので、1歳から入るということは本当に難しいです。私も末っ子が1歳になっていますが、0歳で何とか入れたのでよかったと思っていました。最近、育休も1歳のタイミングより、取れる時間が伸びているので2歳ぐらいまで取れるから、1歳半ぐらいになったら申請しようかといった話も職場の同僚からも聞くのですが、やはり入れないと言います。1歳で入れる枠がすごく少ないので、なかなか復帰できないということもあります。0歳はだいぶ増えてきたと思うのですが、1歳、2歳の枠も増やしていただけると、働きやすくなるのではないかと思います。

最近ニュースで、大阪の豊中市で 学校の開門時間を7時ぐらいまで早めたというニュースを見ました。すごくよいと思いました。保育園のときは7時から預かってもらえますが、小学校は8時ぐらいに門が開いて登校していくという生活に変わるので、その間、1年生になるときに1人でいかせることもできないという話も聞きます。そういう取り組みをしてもらえるとありがたいと思います。以上です。

（会長）

ありがとうございます。他によろしいでしょうか。

（委員）

よろしくお願いします。私は資料2を見て思ったのは、学童の課題が「あり」、「多い」が多いという印象を受けました。私も現在、池田市の学童の補助員をさせていただいているのですが、職員さんのところの定着は本当に大事だと私も常々思っています。川西市のほうで副主任の募集や、サポートルームの職員などいろいろな形で地域の担い手にも関わってもらいながら、こどもたちをみんなで見守っていきましょうという感じの流れができつつあるのかなというところで非常に期待はしています。川西市、池田市などの自治体を見たら待遇面は非常に厳しいと思います。他の自治体と比較すると思うところはあるので、職員の定着やなり手不足など、その辺りのことをもう少し拡充していただければと思います。この事業の実績報告を見てそう思います。8ページの民間留守家庭育成クラブですが、この間でも募集ができなかったということ言っていたと思います。ただ、評価指標は「△」ですが、これはもしかしたら「×」に近いのではないかと個人的には思った次第です。

また、25ページです。これからの令和5年度はまだ実施されてないのですが、新規で「中学生の無料学習支援の実施」というところで、これはとてもよい取り組みをしていくのだと期待しています。今、教育の無償化とか大阪府も言っていますし、兵庫県内でも県立大が無償化したということもあると思うのですが、それ以前に机に座って勉強するまでの、塾にいかせることができないという家庭もあると思うので、教育格差、

体験格差など、最近いろいろと本も出ているとは思いますが、そういったところにコミットした支援になっていってほしいと思っています。中学生というところで、この前、資料にもありましたが、本市でヤングケアラー、相対的貧困が7%くらいいるということで、全国平均より高いです。「公民館等を使って」と書いているので、公がサポートする進学塾というよりは、どちらかというと、まずは塾にもいけないところの支援や、その土台に立つようなための支援をしてくれるのではないかと期待してます。公民館活用や公共施設の公的施設を利用するということも、有効的に一緒に考えていただければと思います。期待はしているのですが、果たしてどれぐらいのこどもたちが対象になるのかということと、質をしっかりと高めていただければというように期待しております。以上です。

(会長)

ありがとうございます。この後、協議事項がございまして、そちらのほうにも重点的にご意見をいただこうと思いますので、報告事項の2についてはここまでとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(2) 協議事項

③第2期川西市子ども・若者未来計画（事務局案）等について

(会長)

続いて、協議事項に入ります。第2期川西市子ども・若者未来計画の事務局案についてご説明をいただき、そしてご意見をいただこうと思いますので、よろしく願いいたします。事務局、ご説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局です。計画の事務局案について、今回の計画案のご説明ですが、2つありまして、1つ目が、前回までご説明しました分に修正を加えたものの報告になります。もう1つは、今回、初めてご議論いただくところで、具体的には第6章と第7章の部分についての説明になります。説明のほうは一括して全部してしまってもよろしいでしょうか。あるいは、次から修正の部分だけ最初に説明しまして、ご協議いただいてから、今回の第6章、7章の説明と協議を行うという形もございます。

(会長)

そうですね。今日は6章、7章が主なところになってくると思いますが、まず重点的にこういうことについてご意見いただきたいというところを全体的にお示ししていただいたほうがよいかもしれません。そのような形で、委員の先生方よろしいでしょうか。はい。では事務局から続いてお願いします。

(事務局)

それでは、1つ目のところですが、前回のご議論いただきまして、修正した部分についてご説明いたします。資料の3-1をご覧ください。

3-1を見ていただきますと、最初に第2章がございまして、ページでいいますと、68ページから71ページまでを少しピックアップして載せております。ここにつきましては、今年度、実施いたしました児童生徒の支援に関するアンケートというものにつきまして、集計の結果が出ましたので追加で記載しているところで、これは追加した部分です。

次に第3章です。こちらにつきましては、前回ご説明させていただいて、いくつかご意見を頂戴しましたので、それを受けまして修正を加えたものになります。具体的な修正点についてはマーカーで記載しております。資料の3-2併せてご覧いただければ、よりわかりやすいと思います。

資料3-2が前回のご意見によって計画の修正を対比しております。少しご説明させていただきますと、一覧としまして、これは全体の部分になるのですが、「こども」という表現と「こどもたち」という表現が両方とも出てきて分かりにくいので、使い方を統一してはどうかというご意見をいただきました。事務局の回答としまして、「こども」という表現につきましては「一人ひとりのこども」、「こどもたち」という表現につきましては、集団としてのこどもというような判断での書き方をさせていただきました。

2番からが第3章の具体的な修正項目ということで、まず基本目標1のところで、「母子保健の領域と児童福祉の領域の連携をさらに強化していく」というような内容を追加記載をしております。

79ページ、基本目標3につきまして、いくつかご意見をいただきました。基本的にご意見に沿った形での修正を加えております。まず、「質の高い教育環境の提供」と、「保育所等の待機児童0」というものの関係が疑問だというご意見がございましたので、ここにつきましては、少し違う内容であるということを明確にするというような表現を加えております。その次の意見で、「質の高い教育環境」というのはイメージできないため、市としての考え方を具体的に記載し就学前のこども・教育保育の環境を豊かにするというような趣旨を明確にするべきだというようなご意見をいただきました。

また、こども主体となる教育、保育がわかりづらいというようなご意見や、表現の工夫が必要ではないかとご意見をいただきましたので、それらのご意見を踏まえまして、記載のとおり表現を修正、追加しております。79ページの上のいうことになります。同じく基本目標の3で、就学前の教育について、公立、民間の施設も含められるのではないかとご意見がございました。改めまして「全ての」という文言に訂正しております。

基本目標5です。ご意見としまして、「困難を有するこども・若者、子育て家庭」という表現は、支援を受ける側の視点なのではないか、こども中心とした表現にすべきというご意見をいただきましたので、こちらもご指摘のとおり修正しました。基本目標5で、「ひきこもりや不登校等」の表現の変更のご指摘がございましたので、それぞれについて異なる状態にあるこどもであるということが分かるように修正しました。

次に5番、基本目標6、ページは79のところですが、こども、若者の権利で、特に参加いうのは大前提、基本的なことになるので、順番的に6番目でよいのか、もっと前のほうにするべきではないのかという意見をいただきました。これにつきましては、検討した結果、基本目標1から6、この「こども・若者の幸せを実現する」大切な目標であり、計画の体系を踏襲しつつあるから順番が低いというわけではなく、全て1から6までの目標であるということでご理解いただきたいと思います。

番号6、第4章に関する修正です。まず1つ目に数値目標を記載してはどうかというご意見をいただきました。数値目標については、個別の単年度の事業計画の中で数値を設定し、事業の推進に取り組み、取り組み結果につきましては、来年度実績値を取りまとめて報告しております。数値につきましては、先ほど令和5年度という形でご報告しましたが、そういう形で数値目標を設定した管理を行っておりますので、計画の中で数値目標を記載するということは考えないという形でご理解をいただきたいと思います。

資料3の7番です。、「妊婦、子育て家庭への伴走的支援と経済的支援の一体的実施」で、地域子育て支援拠点と連携してという指摘を受けまして、具体的な修正と、今後の施策推進にあたりまして、地域子育て支援拠点を含めまして、多様な連携について検討を進めていくという形で考えております。

第5章です。5章につきましては、資料に具体的に出ているのですが、修正点としては主に128ページ、「子育て短期支援事業」、ショートステイのところですが、表記を延べ日数、延べ人数の表記ということにした

ほうが分かりやすいというご意見でした。128 ページで、数字が前回と変わっているものがあります。そちらが修正した部分となります。

9 番、132 ページ、「病児保育事業」のところで、「累乗根」という分かりにくい表現があるので、もう少しわかりやすい表現にというご指摘でした。「累乗根」という表現は使わずに、再度、ここはどういう表現が望ましいか検討しまして、算出方法も含めて表現の修正を行っております。

10 番、135 ページの親子関係形成支援事業は、誤字訂正しております。正しい文言に修正しております。

第 5 章の修正点は以上となります。

前回、放課後児童健全育成クラブのところで、少し説明ができないところがありました。その点について少し補足説明をさせていただきます。

(事務局)

それでは、説明させていただきます。資料 3－1 の 124 ページをご覧ください。

放課後児童健全育成事業、留守家庭児童育成クラブについて前回、確保方策のご説明させていただいたのですが、見込みに誤りがあったというところで、その部分を今回、説明させていただきます。

量の見込みの考え方をご覧ください。教育保育施設利用希望者の 5 歳児、こちらは 2 号認定の 5 歳児となりますが、その 5 歳児と新 1 年生の育成クラブへの申請者の割合によって、1 年生、その他 2 年生以上については継続率を基に小学校区域ごとに量の見込みに算出しております。その考え方によって示したのが次のページの表になります。表のほうですが、各年度、1 番左端の量の見込みの部分については、育成クラブのみを利用を希望された申請者の見込み量となります。真ん中の「確」という欄の左側の大きい欄ですが、こちらはその年度に確保できている定員数、上限定員もございます。右側がその年度の登録していただける児童数の見込みとなっており、一番右がわの差が待機児童の見込みという形になっております。市内全域で見ましても、量の見込みとしては令和 11 年までまだしばらく増加すると見込んでございます。令和 7 年度の 6 校区で待機児童等が発生する見込みとなっておりまして、前回会議で説明させていただきました 124 ページの確保方策の考え方に基づいて、現在、行っている夏期休業期間中のみの育成クラブの開所や、民間を使つての児童育成クラブの安定的な運営支援、新規の事業になりますが、学校施設を活用した放課後居場所づくり事業との連携によって、放課後において児童が安全・安心に過ごせる場所づくりを進めて待機児童を解消したいと考えております。量の見込みの説明は以上となります。

(事務局)

続きまして、第 6 章、「就学前教育保育施設のあり方」について、ご説明いたします。

136 ページからになります。この第 6 章ですが、昨年度、未来会議より提言をいただきました。川西市として作成いたしました、川西市における就学前教育保育の拠点施設のあり方についての素案をベースとして記載しております。あり方の素案につきましては、当初より第 2 期の未来計画に掲載し、審議いただいた上で考えをお示ししておりましたので、この度、第 2 期計画の第 6 章としまして、本市における就学前教育保育の拠点施設とならない認定こども園のあり方などについて、川西市における就学前教育保育施設の拠点施設のあり方として市立幼稚園、市立保育所の一体化に関する方針などを記載したものになります。内容につきましては、昨年度、子ども・若者未来会議の場でご議論をいただいた内容ということになります。ここで全ての内容について、改めて詳細な説明は省略させていただきます。

2 月に委員改選もございましたので、新たな委員となられた方に詳細についてお伝えできていない部分もあるかと思うので、ポイントとなるものについて説明させていただきたいと思っています。

137 ページ、就学前施設の現状、課題等につきまして、1 番の現状と課題のところで、2 番目のところについて、資料をみていきますと、ここは乳幼児期における教育保育がこどもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を、市内の全ての就学前教育保育施設はしっかりと市全体として就学前教育保育の質の向上を図る必要があります。近年、園所における重要な事件、事故が全国で繰り返し発生しており、市立、私立にかかわらず質の高い教育保育が求められています。このような現状、課題がある中で、検討して市として質の向上に関する地域の拠点の具体化に向けた取り組みを進めるため、令和 5 年 6 月に「川西市における就学前教育保育の拠点施設のあり方検討部会」を設置いたしました。同部会において、幼児教育保育に関わる専門家など様々な立場の機能や役割について慎重に議論を重ねていただき、令和 5 年 1 2 月に子ども・若者未来会議から提言書をいただきました。

138 ページのところから、具体的な内容として、例えば担うべき機能というところであったり、コーディネート機能、シェアリング機能、セーフティーネット機能、以上の 3 つの機能が拠点施設の役割としてい

るところでございます。

139 ページです。拠点施設が担うべき 3 つの機能は、市立就学前教育保育施設の果たすべき役割とほぼ同じ内容です。支援が必要な子どもを市立園所で多く受け入れており、これまで培ってきた経験やノウハウなどを有していること、市立認定子ども園を拠点施設として位置づけるということです。市立の認定子ども園を拠点施設として位置づけるというようにしております。ただし、その下にあるのですが、将来的に私立園が拠点施設としての機能を担う必要が生じたときには、拠点施設のあり方について丁寧に検討を行うこととします。将来的に私立園が拠点施設として機能を担う可能性ということもあるのですが、まずは地域の市立認定子ども園が拠点施設として役割を担う。その下の取り組み体制のところは、本市は南北に長い地形であり、拠点施設が担う 3 つの機能を効果的、かつ効率的に発揮するために地域を南部、中部、北部の 3 つのエリアに分けることとします。具体的には、少しページが飛びますが、141 ページをお開きください。配置について少し詳細に書いてあります。141 ページの 7 番、「拠点施設の配置」というところです。拠点施設の配置にあたっては、小中学校との接続や連携等を考慮した上で、地域を南部、中部、北部に分け、施設数の多い南部エリアと中部エリアについては、複数を配置します。北部エリアについては、市教育委員会と窓口的役割を担う基関園を設定することで、効率的、効果的な運用を図っていきます。令和 10 年度に完成を目指している久代幼稚園と川西南保育所を一体化する認定子ども園については、加茂子ども園と川西子ども園があるので拠点園として位置づけない、というように配置について記載しております。具体的には、この下で四角で囲っているところをご覧ください。加茂子ども園と川西子ども園、中部につきましては、川西北子ども園と令和 10 年度開設予定の（仮称）多田子ども園、北部については牧の台みどり子ども園を拠点施設ということで配置します。

続いて、139 ページに戻っていただきまして、5 番、「人材の配置及び育成」です。拠点施設と市教委が連携をはかりながら質の高い教育保育を実践しながら、拠点施設が担うべき機能を果たしていくために、原則として各拠点施設に専任の（仮称）乳幼児教育保育アドバイザーを配置します、としております。

140 ページに移りまして、市教育委員会及び拠点施設の具体的な取り組みについては、準備段階、初期段階、展開段階と段階に分けて計画的に進めるとしております。

143 ページの拠点施設とならない認定子ども園のあり方。3 段落目の待機児童ゼロの継続並びに定員の拡充を両立させるためには多額の費用が必要です。財源確保は教育保育の質の向上を議論する上で欠かすことのできない重要な観点であり、質と量の両立に向けては私立と市立が互いに役割を担いながら連携して進めていく必要があります。市立施設は拠点施設を中心とした教育保育の質の向上に向けた取組みをすすめることとし、市立施設において長年培ってきた経験とノウハウを市全体の教育保育の質の向上を いうような感じ

でつなげていきます。保育サービスの拡充については、民間による整備・運営を基本的な方針とし、これまで取組を進めてきたことから、今後拠点施設とならない認定こども園については、民間法人により整備運営を進めていきます。最後の大きなポイント、大きな記載のところが、145 ページの市立幼稚園、市立保育所の一体化方針というところになります。久代幼稚園と川西南保育所、多田幼稚園と多田保育所を一体化してこども園とする方針につきましては、既に現行の子ども・若者未来計画に掲載しているものであります。整備場所ですが、施設については、久代幼稚園、川西南保育所、多田幼稚園、多田保育所のいずれも老朽化していることから、既存の施設は使わず新設することとします。場所については、周辺交通などの安全性、教育保育環境、保護者の利便性、在園児の影響などを総合的に勘案して検討します。(仮称)多田こども園につきましては、保育所現施設での立て替えのため、保育所の仮設園舎が必要となります。仮設園舎の設置にあたっては在園児への影響ができるだけ少なくなるよう、施設場所等の検討を進めていきます。定員につきましては、今後、就学前児童人口の減少及び保育所機能のニーズの増加傾向が続くことが予想されることから、1号認定は幼稚園入園児童数より少なめ、2号、3号認定については現行の保育所の定員を基本として検討します。最終的な定員設定は待機児童の状況などを勘案しながら決定することとします。(仮称)久代南こども園については、民間法人による整備・運営とします。最後に開設時期ですが、令和10年度からをめざし事業を進めるというところにつきましては、現行の計画から変更はございません。

146 ページの市立幼稚園、市立保育所、市立認定こども園の方針です。一体化する園所につきましては、ご説明したとおりです。市立清和台幼稚園につきましては、閉園しておりますので記載していません。東谷幼稚園につきましては、令和6年度から休園していることから、閉園に向けた手続きを進めています。この第2期の計画は、来年度、令和7年度からの計画になります。東谷幼稚園に関する、閉園につきましては、令和6年度中の動向を踏まえまして、最終的な協議につきましては調整を行っております。また、市立の保育所に関して、小戸保育所、川西中央保育所につきましては、継続して運営するという形で記載しております。市立幼保連携型認定こども園につきましては、地域における幼児教育保育及び地域子育て支援の機能に加え、就学前教育保育の拠点施設として私立園所等と連携協力しながら、教育保育の質の向上に取り組むという形にしております。

以上のように、第6章「就学前教育保育施設のあり方」につきましては、川西市における就学前教育保育の拠点施設のあり方についての素案をベースに掲載しまして、今後、施策を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、第7章「計画の推進体制」について説明します。第7章の記載内容については、現計画を基本的には踏襲しており、大きな変更等はございません。ただ、149 ページから150 ページにかけましての評価指標に関しましては、前回14項目ありましたものを10項目に減らしております。基本的な考え方としましては、今回の第2期計画が昨年度策定しました、第6次の川西市の総合計画と整合を取りながら進めていくとしておりますので、総合計画に掲げている指標などと整合した結果、10項目としております。

説明は以上です。

(会長)

ありがとうございます。ただ今、事務局からこれまでの私たちの質問や意見をもとに修正された章についての説明をいただきました。今回、6章、7章について、委員の先生方のご意見をいただこうと思っています。6章につきましては、拠点施設のあり方検討部会の議論を踏まえて、今後の計画について第6章で盛り込む、また、今後のこども園や市立就学前教育保育施設のあり方についても、第6章で計画の中に盛り込むという形になっています。その辺りのご意見をいただければと思います。また、第7章につきましては、計

画の推進体制という形で、いろいろなところとの連携や協働、計画の広報、評価指標として10の評価指標をお示ししてくださっています。そちらについて、またご意見をいただきたいということでございます。残りの時間を使いながら、この6章、7章について、委員の皆様方のご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、委員の皆様方から、第6章の拠点施設のあり方、こども園、市立就学前教育保育施設のあり方についてご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。お願いします。

(委員)

6章ではなく5章に戻りますが、先ほどの学童の総数の表したグラフがある126ページですが、気になったのは、大きな縦長の四角があります。、この数字は何の数字ですか。

(会長)

事務局、いかがですか。

(事務局)

事務局です。確保の「確」になるのですが、大きな欄についてはその年度に確保している定員数欄ですので、公設も民間も含めた確保できている定員の数になります。

(委員)

そうなってくると、足し算をすると1,912という数字は出てきません。「確」を全部足していくと、1,777とか1,746という数字が正解で、1,912というのはどこからきたのでしょうか。そんなところがあちこちに散見していて、数字が一緒のものもあれば違うものもあります。もしかしたらエクセルのミスなのではないかと思います。

(事務局)

分かりづらいかもしれませんが、この確保の欄の左と右で学年ごとに表しているもので、大きな欄はその年に確保している定員数なのですが、右の学年は実際登録していただいている児童数になるので、市内全域でいくと、令和7年度でしたら1,912人定員を設けているのですが、各学校の確保の右の学年ごとの総数を足したのは1,777です。1,777人に登録していただけることがあるというところの見せ方にはなってるので、各学校の確保の右の欄の合計が市内全域の確保の大きな欄と一致しないような表現の仕方になってございます。

(会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

そうであれば、同じような質問すると他に出てくると思うので、総数など、1,912にそういう言葉がちょっと入れば分かりやすいかと思います。よろしくお願いいたします。

(会長)

お願いいたします。

(委員)

説明ありがとうございました。私も5章のところで気になってるところがあります。資料3-2では、ショートステイをご提案のとおり延べ日数表記といたしますと書いてあるのですが、128ページ、④の「ショートステイ」のところが延べ人数の表現です。これは何を表修正されたのだろうかと気になっています。

6章、7章については、今でもたくさんいろいろな取り組みをされてると思います。一市民としてかいつまんで、今現在、例えば園所長会をして月1回してるとか、このような形で情報共有をしているとか、そういうことがあれば教えていただきたいというのが1点あります。

また、3点目ですが、147ページの「閉園後の施設活用」というのは、私も一市民としてとても気になっています。個人的な話ですが、ある市立幼稚園が廃園になって、そこを自治会館として借りて私も活動しているのですが、だんだん雑草が伸びてくるのがすごく気になっています。あれは誰が刈るのだろうか、どうするのか、地域との話はできているのか、せっかくの建物なのにとというのが一市民の感情としてあります。これはきっちりしてもらいたいという願いです。いろいろ話しましたが、1点目のショートシステムと2点目の今現在の活動について教えていただきたいと思います。

(会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

前回は実人数となっておりました。1日1人という形で延べ日数という形にさせていただいております。今回、延べ人数という形で調整させていただいてるということです。申し訳ございません。

(事務局)

事務局から回答させていただきます。先ほどの質を高めるといった内容ですが、現在、園所長会については月1回行っております。その中で、管理職協議会というのを開きまして、園所長で教育について、運営について学び合う機会としております。また、今年度は、合同施設長会、これは今までの年4回取っていたのですが、この中でも管理職協議会、施設長協議会というのを今年度より始めまして、その中でいろいろな民間施設の方も一緒に参加をさせていただいております。次は9月24日にも行われますが、講師の先生をお呼びして一緒に人権保育といった内容でしっかりと協議をしていくような内容で進めております。また、訪問研修など、市立保育所、認定こども園で行っておりますが、そちらのほうに小規模保育事業所の方もお誘いをしまして、一緒に研修を行うという取り組みもしております。以上です。

(会長)

ありがとうございます。閉園後の施設についての取り扱いはよろしいでしょうか。事務局、コメントはございませんか。よろしいでしょうか。それでは、お願いします。

(委員)

失礼いたします。私のほうからは第3章に戻ってしまうのですが、表記のところで、参考の下の米印に入所保留児童とヤングケアラーの2つが書いてあると思います。他のページにも米印がいくつか出てくると思

いますが、同じページに米印が2つあるので、せめて米印1という形で表記が分かるようにしていただけたらと思います。番号を振っていただくとよいと思います。

私も委員と同様、先ほどの「閉園後の施設活用」のところが気になっています。幼保一体化の方針のところはすごく丁寧に、どういう形で運営していくということが書かれていると思います。私も就学前保育の説明会で清和台にいかせていただきました。とてもナイーブな問題というところで、北部は保育園の問題もありますが、バス路線がなくなったり、市立病院が移転したりなどでいろいろと神経質になっているというところも清和台の知り合いの人や市民の方からも聞きました。当然、今後の施設活用のところで地域住民の意向を確認されると思うのですが、協議会や説明会を具体的にどれくらい実施していったら一緒につくっていくのかということと、もう1つ、当然施設マネジメントの部署と調整しての話だとは思いますが、具体的にどういうものができていくのかというイメージ図、6番のところが具体化されたらよいのではないかと思います。その辺りのことも少し計画の中に加えていただければよいと思います。どういう形で運営されていくのか、もう少し具体化していただければありがたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。この米印のところは、ぜひ、何か数字を打つなどのご配慮をいただけたらと思います。閉園になったところに草が増えて生えてきているという状況、地域の方が見られて心が痛むような状況になるかも分かりませんので、その辺はまたご検討いただければと思います。特に今のところ、事務局からコメントはございますか。

(事務局)

閉園後の施設活用については、次の利用目的が決まるまでの間は、最低限の施設管理はします。ただ、どういう目的で使うかにつきましては、すぐに決まらないこともあります。この子ども・若者未来計画の中でどうするのかというのは、少し計画の範囲を超えるとは思いますが、何か決まりましたらご報告したいと思います。

(会長)

分かりました。そのようなご意見があるということを踏まえて、今後、ぜひ配慮いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。他にご意見、ございますでしょうか。お願いします。

(委員)

今の続きです。「確」ところでの統廃合や廃止という言い方がよいのか分かりませんが、要は施設がなくなっていく状況が増えているのではないかと思います。それは仕方なくて、今のところから次にどうするかを考えないといけません。そのときに、例えば単純になるのは仕方ないけれど、どうしたらよいのかということで、とんでもない意見が出てきても面白いなとは思いますが、そこはやはり私たちが求められているところではないでしょうか。担当者や市の職員の考えがあり、ここの委員も考えないといけないと思います。それで子どもたちの、あるいは若者の未来を考えましようといったときに、やはり意見を聞かないといけないと思います。それでじゃあどうしようかということなので、例えば議題として、この場所がなくなるのだけれどどうしたらよいか、何か意見があるか聞き、みんなが遊ぶ場の必要があるという意見が出たらよいと思いますし、それでどうしましようかということにしたらどうでしょうか。

(会長)

ありがとうございます。他に委員の皆様方、ご意見ございませんか。

(委員)

失礼します。先ほどの意見は私も賛成です。市のほうで勝手に何かを入れるのではなく、もともとあった幼稚園とか保育園であるなら、やはりこども向けの施設、こどもたちのためになるようなものを考えていただきたいと思いますし、それをみんなで考えるというのも、条文を満たした内容だと思います。ぜひそういう方向でしていただきたいと思います。

また、他市の意見というか考えですが、今、市立こども園や幼稚園、保育園と、私立の園があります。そこで同じような、差がない保育をしていただきたいというのが希望です。条件面で、施設面というのがありますよね。新しいところ、古いところ、狭いところ、広いところ、いろいろあります。私も主任児童員でいろいろなところ見学させていただくのですが、すばらしいなと思うところもいかせていただきますが、きてもらっても狭いから入れませんと言われるようなところもあります。さらに、そこに従事されている保育士さんの労働条件なり、賃金の増減、そういうのも私たちは分からないのですが、その辺に差があつたりすると、こどもの保育状況に関わってくるのではないかと思います。それは少し心配なので、質を均一にできるようにしていただきたいと思います。以上です。

(会長)

ありがとうございます。お願いします。

(委員)

2つありまして、1つが、この流れでいくと、このまま8章にいくと思うのですが、この中で障害児の施設のこどもについて全然触れられていません。このまま終わってしまうのかなと思ったときに、1つだけ「さくら園」があります。それが北部にできると、この間、広報の3月号で市長が打ち出したと思われますので、今後の中でそういったものができますといったことは載せていくことはできませんか。こどもセンターは相談の窓口だったりするのですが、この辺りはあまり載せてほしくないのか、切り離してどこが違うところで出てくるのか、それとも今回この話の中で、こどもだから一体的に出てくるのかとなると、またいろいろなものが変わってくると思います。この地図を見たときに、障害児のこどもたちはどこにいったらよいのかと思います。最後の地図の中にあればよいのですが、そういったことを明記する予定はありますか。確認したいと思います。

(会長)

事務局からコメントはございますか。

(事務局)

こちらの子ども・若者未来計画の中では、地図のような形で掲載する予定はございません。

(会長)

分かりました。時間もかなり迫ってきていますので、委員の皆様方の意見をまず出していただこうと思います。いかがですか。

(委員)

今日は遅れまして申し訳ございません。今の話とずれますが、評価指標のことをお伺いします。今日の資料の150ページの最後に、評価資料が載っているのですが、前の評価指標の149ページを見ると、150ページの評価指標に加えて、第4章それぞれと、第5章の事業計画、それから第6章の進捗を都度報告と書いてあるのですが、そうなったときに150ページの評価指標というのが一体、この理念や体系の中とどう関係するのかが分かりません。評価というのは、実は意見を聞く時は一生懸命やるのですが、評価となったときに、指標を決めたときに、正しく測れない指標であったり、本来、そぐわないものが用意されていたりすることがあります。なぜこれなのかということ、どこに関連させてこれなのかというところが分かりません。そこは教えていただきたいと思いました。以上です。

(会長)

ありがとうございます。まず、いろいろご意見を出していただこうと思います。他にございませんでしょうか。お願いします。

(委員)

計画全体を拝見しまして、感想みたいになってしまうのですが、全体的に課題が個別化、多様化してるところに寄り添っていきましようというところが感じられます。計画の目標などを読むと、そのような印象を受けました。大変うれしいと思っています。市の姿勢が見えるところで、それを明文化しているというところで、その一語一句を噛み締めて、大事にして、計画を推進していくというところを今後大事にしていっていただけたらという期待が1つあります。

今、触れられていた評価の辺のところ、149ページの計画の推進体制というところですが、これはこれで終わりですか。少し薄いと思ったので、せっかくそういう姿勢が出てきていい感じと思ったところで、ここが薄い気がします。評価のところも、こどもたちの意見表明なども変わってきているので、この辺も含めて少し深めて、ブラッシュアップしていただけるとよいのではないかと感じました。以上です。

(会長)

ありがとうございます。他にご意見ございませんか。どなたか手が上がってますか。。お願いします。

(委員)

先ほどのご意見と重複する部分になってしまうのですが、保育の質のところ、市立と私立で結構違うと私も感じる場所があります。同じ市立でも、保育所とこども園の時とで多々違うと感ずることがあります。そこがもう少し均一にならないかと思うことがあります。具体的には、例えば運動会1つにしても、保育所の時は結構小さい1歳児のクラスから始まって、みんなで参加してやっていたのですが、こども園になったら5歳児と4歳児の年中、年長さんしか参加しませんというように、機会が減ってしまったという印象があります。生活発表会もこども園は、年小、年中、年長さんの3つしかなくて、小さいクラスのこどもたちは生活発表会もありません。楽しみにしてたので残念だと思います。こども園になって、よくなるのかなという期待もありつつ、何かちょっと寂しいなというところもあります。コロナもあったので、その後、復活するかと思いきや、そうでもなく、何か事情があつてそうされてると思うのですが、機会が少なくなること懸念というか、残念だと思うことがあったりします。末っ子が市立には入れなくて、私立の保育園に通わせているのですが、私立の保育園は秋のお芋掘りは0歳のクラスから一緒に畑へ行って、お芋に触るというこ

とができるけれど、次女の通っているこども園では、年長さんだけが掘ってきたものを保育園でお芋に触るだけだったりします。体験できること、クッキングがあつたりなかったり、いろいろと違うと感じます。私もいろいろなところに預けて初めて知ったのですが、結構違いがあると思います。少し体験差みたいなものが気になってしまいます。親として、こどもをどこに預けるかで、こどもにどういう体験をさせてあげられるかというのが、こんなに違うんだと実感としてあつたので、その辺りがもう少し均一になったよいです。お泊り保育も川西市はあまりされてないと聞いています。その辺りもあるとうれしいと思います。以上です。

(会長)

ありがとうございます。何かございませんか。

(委員)

6章から1か所、7章から1か所、質問です。6章ですが、PDFのページ番号の35で、冊子だと140ページです。6番の「市教育委員会及び拠点施設が」という部分ですが、これは教育委員会というところを書かれてるので、これ以上は書けないのかもしれませんが、「具体的な内容」という表題にはなっているのですが、どこが具体的なのだろうかというのが、読ませていただいて分かりませんでした。これ以上詰められないのかどうかというのもご検討していただいてもよいかと思いました。今までもされてることとの関連もこの表記だとよく分かりません。この(6)の「市教育委員会との」という部分を少しご検討いただければと思います。

7章が、PDFのページ番号49、冊子ページ番号だと150ページ、1番最後になります。先ほど委員もご指摘されたかと思うのですが、方向性の矢印です。これを見てわかりますかというのが正直なところですが、右上になれば基準値を目標値に近づけたいということを表してるのかなという解釈はしたのですが、ここは注釈か何かをつけていただければ、見たら分かりやすくなるのではないかということを感じました。これはどちらかという要望だと思いますが、以上2か所です。

(会長)

ありがとうございます。もう時間が迫ってきているのですが、ぜひ事務局におかれましては、今回の意見が出てきておりますので、参考に、そして尊重していただいて、再検討していただけたらと思います。特に、指標のところでは、委員がおっしゃられたように、今回、大事にしたいところですね。それとこの指標との整合性のようなもの、あるいは、もっと大きくいうとこども・若者をはじめとする市民の方々とコミュニケーションをよく取りながら、計画を進めていくことがますます求められていくような気がしています。その辺りのことであるとか、後は障害児についてのご質問、ご意見が出たわけですが、今、声の届いていないところにどれだけ私たちが注意を払えるかということが、やはりこどもたち、若者の意見を聞くという上では大事になってきますので、ぜひそういう辺りのところもご留意いただいて、もう一度計画をブラッシュアップしていただけたらと思いますので、よろしく願います。もうほとんど時間がなくなってしまったのですが、委員の先生方、何かこれだけはということはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

3. その他

(会長)

そうしましたら、その他というところで、事務局からご説明をよろしく願います。

(事務局)

事務局です。その他としては、特に事務局からご提案、ご報告する内容はございません。

(会長)

よろしいでしょうか。もう少しご意見いただければよかったのですが、時間が参りましたので、これで事務局にお返ししたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、事務局にお返しいたしますので、よろしくお願い致します。

4. 閉会

(事務局)

皆様、長時間にわたり誠にありがとうございます。いただきましたご意見を踏まえまして、次回の未来会議で最終的な案を提出させていただきたいと思っております。今回が提案としては全ての部分となります。次回の未来議会では、この第7章までについていただいたご意見を踏まえて、最終的な検討結果というものを改めてご提案しましてご協議いただきたいと思います。次回の会議ですが、10月の15日の火曜日、17時を予定しておりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上の令和6年度第3回川西市子ども・若者未来会議を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。次回、10月15日、遅い時間帯ではございますが、委員の皆様方、またご参加のほどよろしくお願いいたします。

(閉会)